

令和8年度「青森ねぶた祭連動スタートアップ機運醸成イベント実施業務」仕様書(案)

1 目的

青森県の強みである「農林水産業」及び「エネルギー」を軸に、首都圏の投資家、スタートアップ、起業家等と県内のスタートアップ、起業家、企業、大学、自治体等との接点を創出し、地域資源や課題を体験的に理解する機会を提供することにより、新たな連携、実証及び投資を促進し、将来的なスタートアップの創出や企業誘致、雇用創出に資する協業・P o C案件を生み出すことを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度「青森ねぶた祭連動スタートアップ機運醸成イベント実施業務」

3 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日(月)までとする。

4 委託業務の内容

本業務は、青森ねぶた祭の時期に合わせて県外投資家、スタートアップ、起業家等を招聘し、本県の産業、地域資源及び課題の理解促進並びに県内関係者との交流を図るイベントを企画・実施するものである。

受託者は、事業目的を踏まえ、効果的な全体構成を企画し、イベントの実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1) イベントの企画及び運営

ア 開催日

令和8年8月4日(火)から8月6日(木)まで

イ 参加規模

約150名程度(県外100名、県内50名程度を想定)

ウ 参加対象

(ア) 県外

投資家、事業会社、スタートアップ、起業家等

(イ) 県内

スタートアップ、起業家、県内企業、大学・研究機関、自治体、支援機関等

エ 業務内容

受託者は、イベントの企画立案、全体行程の作成、進行スケジュールの作成及び管理、参加者募集、参加者管理、受付の設置及び運営、参加者名札の作成、関係者との調整、登壇者との連絡調整、謝金の支払い、移動手段の手配、会場手配、音響及び映像機材の手配、会場及び移動時の誘導、当日の運営、会場図面の作成、進行シナリオの作成、運営マニュアルの作成、役割分担表の作成、荒天時等の対応計画の作成、資料作成、記録作成等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

オ イベントに含める内容

イベントは、事業目的の達成に資する内容とし、次の要素を想定した企画とするこ

と。

- ① 青森県スタートアップ支援施策の紹介又は発表
本県のスタートアップ支援施策の参加者への周知及び活用促進につながる内容
- ② G X・エネルギー分野に関する視察等による情報提供
本県のG X及びエネルギー関連産業の理解促進につながる内容
- ③ 農林水産分野に関する視察等による情報提供
本県の農林水産業及び関連産業の理解促進につながる内容
- ④ 県外参加者と県内関係者とのネットワーキングの機会の創出
投資、協業、実証等につながる交流会の開催（3時間程度）
※交流会の実施にあたっては、県外投資家等と県内企業等との具体的な連携や実証に向けたマッチングを意識した構成とすること。
- ⑤ 青森ねぶた祭を活用した体験型コンテンツ
青森ねぶた祭を活用し、地域の魅力を体験できる内容
なお、上記内容のほか、事業目的を達成するために効果的な構成については、受託者からの提案を妨げないものとする。

カ その他

参加者の交通費、宿泊費、飲食費及び青森ねぶた祭への参加に係る費用は、原則として参加者負担とする。なお、県外参加者の宿泊先は委託者において確保する予定であり、詳細は参加表明事業者に対して別途通知する。

(2) 参加者対応業務

受託者は、参加者の円滑な参加を支援するため、次の業務を行うこと。

- ア 参加申込フォームの作成及び運用
- イ 参加者名簿の作成及び管理
- ウ 参加案内資料の作成
- エ 参加者との連絡調整
- オ 移動及び宿泊に関する調整支援
- カ アンケートの実施及び結果の取りまとめ

(3) 広報業務

本事業の周知及び参加者確保のため、次の業務を実施すること。

- ア 参加者募集に係る広報の実施
- イ イベント告知資料の作成
- ウ 関係者向け案内資料の作成
- エ 開催記録としての写真撮影及び動画作成
※動画はダイジェスト動画を1本作成するものとし、長さは概ね1分から2分程度とする。また、作成したデータは電子媒体で提出すること。

(4) 業務実績報告書の作成

本業務の実施結果及び実施成果(連携、実証、投資、協業、P o C 案件数を含む)等をまとめた報告書(概要版及び詳細版(いずれもA 4 版縦とし、概要版は2枚以内))を作

成し、紙媒体及び電子データを提出する。

5 成果品

受託者は次の成果品を提出すること。

- (1) 業務実績報告書
- (2) 参加者名簿
- (3) アンケート結果
- (4) 写真・動画等の記録データ
- (5) その他委託者が必要と認めるもの

6 権利関係

- (1) 使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受託者が行うこと。
- (2) 本業務における成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は委託者に帰属する。また、受託者は委託者及び第三者に対し、著作者人格権は行使しないものとする。
- (3) 成果品は、委託者及び委託者が認めた団体が作成するホームページや各種広報媒体その他プロモーション等に二次利用することを前提とする。

7 その他

- (1) 受託者は委託者と十分に連絡調整を行い業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (3) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。